

令和7年7月1日

令和7年第2回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

健康医療局

## 目 次

ページ

- 1 神奈川県病院経営緊急対策会議の設置について..... 1
- 2 県立病院機能のあり方検討会の設置について..... 3
- 3 「神奈川県第一種大麻草採取栽培者免許等審査基準及び指導基準」素案の策定について ..... 5

## 1 神奈川県病院経営緊急対策会議の設置について

物価高騰等による影響で、県内の病院が厳しい経営状況となっていることを踏まえ、神奈川県病院経営緊急対策会議を設置し、緊急的な対策等の協議・検討を開始したので、報告する。

### (1) 背景

物価や賃金の急激な上昇により、医療機関の経営が全国的に厳しい中、特に病院は、施設の規模が大きく、深刻な経営危機に面している。こうした中、県病院協会、県医師会から、それぞれ病院の経営危機への支援に関する緊急要望が提出され、県としても、令和6年2月補正予算等において、物価高騰や人件費増加の影響を受けている医療機関を支援するための給付金を計上した。

これに加えて更なる対策を検討するため、関係団体と連携し、対策会議を開催する。

### (2) 神奈川県病院経営緊急対策会議

#### ア 目的

県内の病院が喫緊の課題として直面している経営危機について、緊急的な対策等を協議・検討する。

#### イ 協議・検討事項

- ・ 緊急的な対策について
- ・ 中長期的な対策について

#### ウ 対策会議の構成員

氏名	所属
窪倉 孝道	(公社) 神奈川県病院協会副会長
小松 幹一郎	(公社) 神奈川県医師会理事
菅 泰博	(公社) 神奈川県病院協会副会長
鈴木 紳一郎	(公社) 神奈川県医師会会長
吉田 勝明	(公社) 神奈川県病院協会会長
吉田 学 (座長)	多摩大学医療・介護ソリューション研究所 客員教授 (元厚生労働事務次官)
渡邊 亮	(大) 神奈川県立保健福祉大学ヘルスイノベーション研究科教授

(注記) 五十音順で記載

(3) スケジュール

令和7年5月14日	第1回対策会議開催
令和7年6月27日	第2回対策会議開催
令和7年7～11月頃	3回程度開催予定

## 2 県立病院機能のあり方検討会の設置について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構が運営する県立5病院の、今後の担うべき役割や適正な機能等について検討するため、「県立病院機能のあり方検討会」を設置したことから、その概要を報告する。

### (1) 背景

人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化や、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続く中、今後も県立病院機構が運営する各病院が持続可能な運営をしていくため、病院機能のあり方を検討する必要がある。

### 県立病院機構が運営する県立病院の機能の現状

病院名	所在地	主な病院機能	病床数
足柄上 病院	松田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県西地域の中核的な総合病院として、地域の特性やニーズに対応した総合的な医療等を提供</li> <li>・第二種感染症指定医療機関</li> <li>・災害拠点病院</li> </ul>	296 〔うち 休床32〕
こども 医療 センター	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設を併設した小児専門総合病院として、高度・専門医療や周産期救急、小児救急医療を提供</li> <li>・在宅医療支援、移行期医療支援等を提供</li> </ul>	430
精神医療 センター	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科救急基幹病院として精神科救急・急性期医療を提供</li> <li>・専門性の高い精神科医療を提供</li> <li>・災害拠点精神科病院</li> </ul>	323
がん センター	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県がん診療連携拠点病院として県内医療機関との機能分担・連携・協働</li> <li>・がんゲノム医療や重粒子線治療など高度・先進的ながん医療を提供</li> </ul>	415
循環器 呼吸器病 センター	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器呼吸器病の高度・専門医療や救急医療を提供</li> <li>・結核医療の提供や、循環器病の総合的な取組の実施</li> </ul>	239

## (2) あり方検討会の設置

### ア 目的

県立5病院について、有識者の意見を聴取し、県立病院としての役割を踏まえた今後の病院機能のあり方を検討する。

### イ 検討事項

- ・ 県立病院が担うべき役割
- ・ 県立5病院の機能及び機能に応じた体制
- ・ 県立病院全体の最適化と連携

### ウ 検討会の構成員

氏名	所属等
井上 貴裕	千葉大学医学部附属病院副院長/病院経営管理学研究センター長
小松 幹一郎	(公社) 神奈川県医師会理事
伏見 清秀	東京科学大学大学院医歯学総合研究科教授
本館 教子	(公社) 神奈川県看護協会会長
吉田 勝明	(公社) 神奈川県病院協会会長

(注記) 五十音順で記載

## (3) スケジュール

令和7年6月30日 第1回検討会開催  
令和7年7月 第2～7回検討会開催  
～令和8年3月  
令和8年3月 報告書とりまとめ

### 3 「神奈川県第一種大麻草採取栽培者免許等審査基準及び指導基準」素案の策定について

令和7年3月に一部が施行された「大麻草の栽培の規制に関する法律」について、第一種大麻草採取栽培者免許が新たな免許区分として規定されたことなどから、現行の「神奈川県大麻取扱者免許等申請審査基準」を全面改正し、新たに「神奈川県第一種大麻草採取栽培者免許等審査基準及び指導基準」として素案を策定したので報告する。

#### (1) これまでの経過

令和5年12月 「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が公布され、段階的に施行することとされた。

令和6年12月 「大麻取締法」が「大麻草の栽培の規制に関する法律」に変更し施行された（第一段階施行）。

令和7年1月 「第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について」（厚生労働省医薬局長通知）等が発出され、当該免許の審査業務及び大麻の栽培地外への持ち出し許可に関する運用が示された。

令和7年3月 「第一種大麻草採取栽培者免許」が新たな免許区分として施行された（第二段階施行）。

#### (2) 素案策定の趣旨

法改正等を踏まえ、許認可事務及び行政指導における公平性の確保と透明性の向上を図るため、厚生労働省からの技術的助言に基づき、次の基準を定める。

##### ア 新たに規定された免許区分に応じた基準

従来の大麻栽培者免許（都道府県知事の免許）に代えて、新たに次の免許区分が規定されたため審査基準及び指導基準を定める。

区分	対象	免許権限
第一種大麻草採取栽培者免許	製品の原材料として有害成分（THC）の濃度が基準値以下の大麻草を栽培する者	都道府県知事
第二種大麻草採取栽培者免許	医薬品の原料として大麻草を栽培する者	厚生労働大臣

## イ 大麻の栽培地外への持ち出しに関する基準

国からの通知に基づき、都道府県知事許可である大麻の栽培地外への持ち出しについて、審査基準及び指導基準を定める。

### (3) 素案の概要

#### ア 第一種大麻草採取栽培者免許の審査基準及び指導基準

##### (ア) 審査基準

###### a 栽培目的等の妥当性

- ・ 大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。

###### b 栽培管理

- ・ 栽培地の場所及び面積が、その栽培目的等に照らして適切であり、過不足ないものであること。
- ・ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること。
- ・ 適切に保管できる施設を備えていること。
- ・ 栽培地や大麻の保管施設等の管理体制が適切なものであること。
- ・ 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること。
- ・ 必要に応じ、交雑を防止するための措置を講じていること。

###### c 盗難防止対策

- ・ 栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること。

##### (イ) 指導基準

###### a 栽培目的等の妥当性

- ・ 麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品の原材料を採取することを目的としていること。
- ・ 栽培から製品の供給に至るまでの全ての過程が明確になっていること。

###### b 栽培管理

- ・ 免許を受けようとする者自身が、実地に管理できる状況にあること。
- ・ 専ら補助者に栽培管理を行わせることはできないこと。
- ・ 法人又は団体の場合は、役員又は従業員などから大麻草の栽培に従事する者を定めて、栽培させること。

c 盗難防止対策

- ・ 一般の農作物と同程度の盗難防止対策を講じること。

イ 大麻の栽培地外への持ち出し許可の審査基準及び指導基準

(ア) 審査基準

大麻の栽培地外への持ち出しは以下の場合に限ること。

- ・ 大麻草の加工のために譲り渡す場合
- ・ 複数の栽培地を登録している場合であって、それらの栽培地間で移動させる場合
- ・ 栽培した大麻草を外部の分析機関に譲り渡す場合
- ・ 大麻草を司法警察職員へ任意提出する場合
- ・ その他知事が適切と認める場合

(イ) 指導基準

- ・ 原則、持ち出しの都度許可を得ること。
- ・ 収穫時期など一定期間中に複数回の持ち出しが想定される場合は、一定期間の持ち出し許可を事前に受けること。

(4) 今後のスケジュール

令和7年7～8月	基準素案に対するパブリックコメントを実施
令和7年9月	第3回定例会厚生常任委員会に基準案を報告
令和7年10月	審査基準及び指導基準の施行

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 「神奈川県第一種大麻草採取栽培者免許等審査基準及び指導基準」素案
- ・ 参考資料2 神奈川県大麻取扱者免許等申請審査基準